

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2696号から第2702号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の7件の答申を行いました。

答申第2696号では、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2697号から第2699号まで及び第2702号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第2700号では、横浜市教育委員会が行った個人情報非開示決定は妥当ではなく、一部を開示すべきと判断しています。

答申第2701号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「特定年度相談等個人記録簿のうち、請求者本人に係る記録部分（特定年月日分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2696号】
- (2) 「体罰に関する報告書（横浜市立特定小学校 特定年月日及び特定日発生分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2697号】
- (3) 「保護者への聞き取り内容のまとめ」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2698号】
- (4) 「(1) 特定年月日1 SCへの聞き取り」ほか20件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2699号】
- (5) 「(1)当該児童にかかる横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物）1. 児童記録 (1)特定年月日1」、「(2)当該児童にかかる横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物）2. A校長の個人的なメモ、PC保存されている文書 (1)特定年月日2」及び「(3)特定年月日3第5回聞き取り」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2700号】
- (6) 「指導の状況に関する報告書（特定文書番号 特定小学校）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2701号】

(7) 「(1) 担任の記録 一覧」ほか10件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2702号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2696	令和元年9月19日	令和元年10月3日	令和元年12月24日	令和2年1月22日	個人	市長
2697	令和元年9月19日	令和元年10月4日	令和元年12月24日	令和2年1月23日	個人	教育委員会
2698	令和元年9月19日	令和元年10月4日	令和元年12月24日	令和2年1月23日	個人	教育委員会
2699	令和元年9月19日	令和元年10月4日	令和元年12月24日	令和2年1月23日	個人	教育委員会
2700	令和元年9月19日	令和元年10月4日	令和元年12月24日	令和2年1月23日	個人	教育委員会
2701	令和元年9月19日	令和元年10月4日	令和元年12月24日	令和2年1月23日	個人	教育委員会
2702	令和元年9月19日	令和元年10月4日	令和元年12月24日	令和2年1月23日	個人	教育委員会

3 対象保有個人情報、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2696	「特定年度相談等個人記録簿のうち、請求者本人に係る記録部分（特定年月日分）」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当</p> <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p>	原処分妥当
2697	「体罰に関する報告書（横浜市立特定小学校 特定年月日及び特定日発生分）」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報一部開示</p> <p>条例第22条第3号に該当</p> <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p>	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2698	「保護者への聞き取り内容のまとめ（横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 2. 校長の個人的なメモ、PC保存されている文書（2）特定年月の当該児童への教諭の行為に関して、特定学年特定組の保護者に対する聞き取り調査の方法の内容）」（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報一部開示 条例第22条第3号に該当 ・ 本人開示請求者以外の個人の氏名 （本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。） ・ 本人開示請求者以外の個人の発言内容の記録 （本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。）	開示範囲を拡大すべき
2699	「(1) 特定年月日1 SCへの聞き取り」ほか20件の別表1に示す保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報一部開示 条例第22条第3号に該当 （本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。） 条例第22条第7号に該当 （開示することにより、今後、実態の把握や適切な対応を講ずることに支障を及ぼすおそれがあるため。）	開示範囲を拡大すべき
2700	「(1)当該児童にかかる横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物）1. 児童記録 (1)特定年月日1」（以下「個人情報1」という。）、「(2)当該児童にかかる横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物）2. A校長の個人的なメモ、PC保存されている文書 (1)特定年月日2」（以下「個人情報2」という。）及び「(3)特定年月日3第5回聞き取り」（以下「個人情報3」という。個人情報1から個人情報3までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報非開示 条例第25条第2項に該当 ・ 個人情報1及び個人情報2 （請求内容の当該児童にかかる横浜市立特定小学校に関する文書については、担任、児童支援専任教諭、校長の個人メモやファイル、パソコンを確認したところ、個人情報1・個人情報2とも該当の日付の記載がないことから、当該本人開示請求に係る保有個人情報は作成しておらず、保有していないため。） 条例第22条第3号に該当 ・ 個人情報3 （本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。）	個人情報3を開示すべき
2701	指導の状況に関する報告書（特定文書番号 特定小学校）」（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報一部開示 条例第22条第3号に該当 （本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。）	原処分妥当

答申番号	対象保有個人情報	原処分決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2702	「(1) 担任の記録 一覧 特定年（特定年月日1～特定月日1）添付：国語ワークシート（特定月日2）[横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 1. 児童記録(1)特定年 特定月日3、特定月日2、特定月日4、特定月日5、特定月日6、特定月日7、特定月日8、特定月日9、特定月日10、特定月日11、特定月日1)]」ほか10件の別表1に示す保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報一部開示 条例第22条第3号に該当 （本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。）	開示範囲を拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2696	<p>《子ども・家庭支援相談事業に係る事務について》</p> <p>横浜市では、子ども・家庭支援相談事業実施要綱（平成9年9月19日衛健第309号）に基づき、保健・教育・福祉の連携により、乳幼児期から学童期・思春期まで（原則として0歳から18歳）の子どもと養育者を対象に総合的な子育て支援を行なうことを目的に子ども・家庭支援相談事業を実施しており、その事業内容は、子どもと養育者に対する相談、関係機関等との連絡・調整、子育て支援に関する情報の収集・提供等である。</p> <p>子ども・家庭支援相談事業実施要領（平成9年9月26日衛健第405号）第2条において、子ども・家庭支援相談事業の実施の所管は各区の福祉保健センターこども家庭支援課と規定されている。各区には子ども・家庭支援相談事業における従事者として、保健師、教育相談員、学校カウンセラー及び保育士が配置され、幅広い年齢層の相談に応じている。</p> <p>また、子ども・家庭支援相談事業では、子どもと養育者に対する相談以外に関係機関等との連絡・調整として学校教職員等からの電話・面接相談等にも対応している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、横浜市緑区福祉保健センターこども家庭支援課の教育相談員が学校教職員等から受けた電話・面接相談等の内容を記録した文書のうち、審査請求人の記録に係る部分である。本件保有個人情報には、審査請求人が学校でB教諭から暴力をふるわれたことを審査請求人以外の者が横浜市教育委員会事務局北部学校教育事務所に訴えたことに関し、A校長が教育相談員に相談した内容が記録されている。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、続柄を示す語（以下「本件非開示部分」という。）を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>当審査会が見分したところ、本件非開示部分には、教育委員会事務局北部学校教育事務所に訴えた者が誰であるかが容易に識別できる情報が記載されていた。したがって、当該部分は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当する。また、本件非開示部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2697</p>	<p>《体罰と思われる事案が発生した場合に係る事務について》</p> <p>横浜市では、市立学校における体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起きた場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っている。</p> <p>学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、校長は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき「体罰に関する報告書」を作成し、小学校、中学校及び義務教育学校の場合には方面別の学校教育事務所指導主事室に、高等学校の場合には学校教育企画部高校教育課に提出することで報告する。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人が、横浜市立特定小学校の特定学年特定組において、担任であったA教諭から体罰を受けたとされる事案（以下「本件事案」という。）について、横浜市立特定小学校のB校長が体罰の実態把握のために調査し、作成した体罰に関する報告書で、北部学校教育事務所指導主事室に提出し、報告したものである。</p> <p>本件保有個人情報には、本件事案の概要、審査請求人及びA教諭の情報、発生の経過及び状況、関係者からの事情聴取、A教諭に関すること、B校長に関する事項並びに事実経過が記載されている。</p> <p>実施機関は、A教諭の生年月日及び年齢（以下「非開示部分1」という。）並びに特定学年特定組の保護者からの聞き取り結果の一部（以下「非開示部分2」という。）を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分1は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。また、非開示部分1は、公務員である個人に関する情報であるが、生年月日及び年齢は、公務員等の職務の遂行と直接関係のない情報であるため本号ただし書ウには該当せず、また本号ただし書ア及びイにも該当しない。</p> <p>イ 当審査会が非開示部分2を見分したところ、複数の保護者への聞き取り調査の結果、得られなかった情報が記載されており、特定の保護者の発言内容が個別具体的に明らかになるものではなかった。</p> <p>実施機関は、非開示部分2を開示すると、保護者の権利利益を害するおそれがあると主張しているが、非開示部分2からは特定の保護者の発言内容が個別具体的に明らかになるわけではないため、保護者の権利利益を害するとはいえない。</p> <p>よって、非開示部分2は、本号本文に該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
<p>2698</p>	<p>《体罰と思われる事案が発生した場合に係る事務について》</p> <p>横浜市では、市立学校における体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起きた場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っている。</p> <p>学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、校長は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき「体罰に関する報告書」を作成し、小学校、中学校及び義務教育学校の場合には方面別の学校教育事務所指導主事室に、高等学校の場合には学校教育企画部高校教育課に提出することで報告する。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人が、横浜市立特定小学校特定学年特定組において、担任であった教諭から体罰を受けたとされる事案に関し、横浜市立特定小学校が特定学年特定組の保護者に対して聞き取り調査（以下「調査」という。）を行って作成した、保護者への聞き取り内容のまとめである。</p> <p>本件保有個人情報は、調査の時期及び方法並びに調査をした者及び場所を記載した部分（以下「調査方法記載部分」という。）、学校がどのような事項について質問をしたのかを記載した部分（以下「質問内容記載部分」という。）並びに各保護者の質問に対する回答を整理して表形式で記載した部分（以下「回答内容記載部分」という。）で構成されている。</p> <p>実施機関は、調査方法記載部分の一部（以下「非開示部分1」という。）、質問内容記載部分の</p>

答申 番号	判断の要旨
2698	<p>全部（以下「非開示部分2」という。）及び回答内容記載部分の全部（以下「非開示部分3」という。）を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分1について</p> <p>(ア) 非開示部分1は、3つの部分からなっている。当審査会が見分したところ、そのうち別表の1に示す部分には、保護者の一人に係る回答の内容に付記する形で、調査を行った月日及び場所が記載されていたが、当該情報は、記載内容から他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるとも、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとも認められなかった。したがって、当該情報は、本号本文に該当しない。</p> <p>(イ) 残りの2つの部分には、それぞれ特定児童の氏名並びに当該特定児童の保護者に対して調査を行った日、時間帯及び場所が記載されていた。</p> <p>そのうち特定児童の氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>次に、当該特定児童の保護者に対して調査を行った日、時間帯及び場所は、個人に関する情報であって、その記載自体から特定の個人を識別することはできないが、別表の1に示す部分とは異なり、記載内容から、他の情報と照合することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報であることが認められた。したがって、当該情報は、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 非開示部分2について</p> <p>当審査会が非開示部分2を見分したところ、学校が各保護者に対して、どのような出来事について質問をしたかが記載されていた。</p> <p>当該情報は、個人に関する情報ではないから、本号本文に該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分3について</p> <p>当審査会が非開示部分3を見分したところ、各保護者の学校からの質問に対する回答が、当該保護者の氏名等とともに整理されて記載されていた。</p> <p>(ア) このうち、氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(イ) その余の部分は、非開示部分3が整理されて記載されている状況から、氏名を非開示としたとしても、他の情報と照合することにより、当該箇所の記載に係る特定の個人を識別することができることとなる情報であることが認められた。</p> <p>そうすると、当該箇所は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2699	<p>《体罰と思われる事案が発生した場合に係る事務について》</p> <p>横浜市では、市立学校における体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起きた場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っている。</p> <p>学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、校長は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき「体罰に関する報告書」を作成し、小学校、中学校及び義務教育学校の場合には方面別の学校教育事務所指導主事室に、高等学校の場合には学校教育企画部高校教育課に提出することで報告する。</p> <p>校長が体罰に関する報告書を作成するに当たっては、関係者から実態把握のため聞き取り調査を行うが、この聞き取り調査は、学校教育を支援する立場から、方面別の学校教育事務所及び人権健康教育部人権教育・児童生徒課の職員も同席することがある。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2699</p>	<p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、審査請求人が、横浜市立特定小学校の特定学年特定組1において、担任であったA教諭から体罰を受けたとされる事案（以下「本件事案」という。）に係る体罰に関する報告書を作成するに当たり、B校長又は学校教育事務所等の職員が関係者に実施した聞き取りの記録等であり、別表1の個人情報1から個人情報21までで構成される。</p> <p>(ア) 個人情報1は、本件事案に関してCスクールカウンセラー（SC）から聞き取りを行った記録であり、実施機関の質問とそれに対するCスクールカウンセラーの回答が質問項目ごとに記載されている。</p> <p>(イ) 個人情報2は、本件事案に関してD児童支援専任教諭から聞き取りを行った結果をまとめた文書であり、本件事案に関連する月日、時間及び場所、審査請求人の保護者が学校に本件事案について申し出た内容及びそれに対するA教諭の認否、A教諭の説明並びにD児童支援専任教諭からの聞き取り内容が表形式で記載されている。また表の欄外にもD児童支援専任教諭からの聞き取り内容が記載されている。</p> <p>(ウ) 個人情報3、個人情報7、個人情報20及び個人情報21は、本件事案に関してA教諭から聞き取りを行った記録であり、実施機関の質問とそれに対するA教諭の回答がそのまま記載されている。</p> <p>(エ) 個人情報4は、本件事案に関してA教諭から聞き取りを行った内容を基に審査請求人の保護者の主張とA教諭の説明とを対比させた文書であり、本件事案に関連する月日、時間及び場所、審査請求人の保護者の主張並びにA教諭の説明が表形式で記載されている。</p> <p>(オ) 個人情報5及び個人情報17は、本件事案に関して特定学年特定組2の担任であるE教諭から聞き取りを行った記録であり、質問とそれに対するE教諭の回答が質問項目ごとに記載されている。</p> <p>(カ) 個人情報6及び個人情報19は、本件事案に関して特定学年特定組3の担任であるF教諭から聞き取りを行った記録であり、質問とそれに対するF教諭の回答が質問項目ごとに記載されている。</p> <p>(キ) 個人情報8は、本件事案に係る審査請求人の保護者の主張に対するA教諭の説明をまとめた文書であり、本件事案の発生した月日、時間及び場所並びにA教諭の説明が表形式で記載されている。</p> <p>(ク) 個人情報9は、本件事案に関してA教諭及び特定学年特定組1の保護者から聞き取りを行った内容を基に審査請求人の保護者の主張、A教諭の説明、特定学年特定組1の保護者の回答、これらを踏まえた学校の見解を対比させた文書であり、本件事案に関連する月日、時間及び場所、審査請求人の保護者が学校に本件事案について申し出た内容及びそれに対するA教諭の認否、A教諭の説明、特定学年特定組1保護者からの聞き取り内容並びに学校の見解が表形式で記載されている。</p> <p>(ケ) 個人情報10は、A教諭の指導をめぐる横浜市立特定小学校と審査請求人の保護者のやり取りに係る審査請求人の保護者側の記録及び学校側の記録並びにそれに対する学校の見解を対比させた文書であり、審査請求人の保護者と学校とのやり取りに係る月日、連絡方法、時間及び話した相手、保護者と学校のやり取り（保護者の記録）及びそれに対する学校の認否、保護者と学校のやり取り（学校の記録）並びに学校の見解・背景等が表形式で記載されている。</p> <p>(コ) 個人情報11は、B校長がA教諭に聞き取りを実施するに当たり作成したメモであり、B校長がA教諭に質問する内容及び話す内容のまとめが記載されている。</p> <p>(サ) 個人情報12は、B校長が本件事案に関してA教諭から聞き取った内容及びB校長自身の行動等について記録したメモである。</p> <p>(シ) 個人情報13は、B校長が本件事案に関して審査請求人の保護者及びGスクールソーシャルワーカー（SSW）から聞き取った内容を記録したメモである。</p> <p>(ス) 個人情報14は、B校長が本件事案に関して特定学年特定組1の保護者から聞き取りを行うに当たり、調査方法、調査内容等を確認するため、あらかじめ作成した文書である。</p> <p>(セ) 個人情報15は、特定学年特定組1の保護者からの聞き取り内容をまとめた文書であり、学校がどのような事項について質問をしたのかを記載した部分、調査の時期及び方法、調</p>

答申 番号	判断の要旨
2699	<p>査をした者並びに場所を記載した部分並びに各保護者の質問に対する回答を整理して表形式で記載した部分で構成されている。</p> <p>(ウ) 個人情報16は、個人情報15の内容について、B校長がD児童支援専任教諭から聞き取りを行った記録である。</p> <p>(ク) 個人情報18は、本件事案に関してH副校長から聞き取りを行った記録であり、質問とそれに対するH副校長の回答が質問項目ごとに記載されている。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、別表2の「実施機関が非開示とした部分」欄に記載の非開示部分1から非開示部分14までの情報（以下「本件非開示情報」という。）について、条例第22条第3号及び第7号に該当するとして非開示としている。</p> <p>そこで以下においては、まず本件非開示情報の条例第22条第7号の該当性を検討し、次に同条同号に該当しないと判断される部分について同条3号の該当性を判断する。</p> <p>《条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件非開示情報について本号柱書に該当すると主張しているため、令和3年8月25日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 非開示部分1及び非開示部分5から非開示部分8までが開示されることを意識すると、聞き取り対象者が、児童、保護者又は他の教諭等との関係性を考慮し、率直な意見を述べることをちゅうちょして当たり障りのない説明をすることが考えられる。そうすると、今後の同種の事務において様々な角度から案件に係る意見を集めて案件の実態を把握するという調査の目的が達成できなくなるおそれがある。</p> <p>(イ) 非開示部分2から非開示部分4までには、A教諭から聞き取りを行った際の具体的なやり取りやA教諭の率直な意見が述べられている。このような情報が開示されることとなれば、聞き取りの内容の全てが児童に明らかになることで、児童、保護者又は他の教諭等との関係性を考慮し、率直な意見を述べることをちゅうちょして当たり障りのない説明をすることが考えられる。そうすると、今後の同種の事務において正確な実態把握ができなくなり、適切な対応に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、非開示部分3及び非開示部分4は、非開示部分2と異なり説明の内容を加工して表にまとめたものではあるが、A教諭の説明内容がそのまま記載されていることに変わりはなく、ここにはA教諭の率直な意見・思いが述べられているため、非開示部分2と同等の情報であると考えている。</p> <p>(ウ) 非開示部分9及び非開示部分10は、横浜市立特定小学校が調査の途中段階で作成したものである。その内容については、事実関係の確認が不十分な時点での内容と解されるものもあり、これらを開示することは、誤解や憶測を招くことにつながるとともに周囲からの様々な意見が生じる可能性がある。そうすると、関係者が率直な意見を述べることをちゅうちょして当たり障りのない説明をすることが考えられ、実態把握ができなくなり、それによって、今後の同種の事務において適切な対応に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(エ) 非開示部分11から非開示部分13までは、B校長が調査の途中段階で作成した調査の手法であり、これらを開示することは、誤解や憶測を招くことにつながるとともに周囲からの様々な意見が生じる可能性がある。そうすると、正確な事態把握ができなくなり、それによって、今後の同種の事務において適切な対応に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(オ) 非開示部分14には、学校と審査請求人の保護者との具体的なやり取りや審査請求人の保護者の要望・意見などが記載されており、その内容を審査請求人は知らないため、開示することによって、審査請求人の保護者の思いや学校の思いをありのままに知ることとなり、それらの思いと審査請求人の思いに相違があった場合に、今後の家庭での支援、学校での支援において支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 当審査会が見分したところ、非開示部分1は、聞き取り対象者が第三者の立場で見聞きした内容について推測等を交えて陳述しているものであった。これらが児童に開示されることを聞き取り対象者が意識すると、児童、保護者又は他の教諭等との関係性を考慮し、率直な意見を述べることをちゅうちょし当たり障りのない陳述をするようになり、今後の同種の事務において様々な角度から案件に係る意見や陳述を集めて案件の実態を把握する</p>

答申 番号	判断の要旨
2699	<p>という事務の目的が達成できなくなるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、非開示部分1は、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえるため、本号柱書に該当する。</p> <p>(イ) 当審査会が見分したところ、非開示部分2には、A教諭から聞き取りをした際の具体的なやり取りやA教諭が説明した内容がありのままに記載されていた。このような聞き取りの内容の全てが児童に開示されることを聞き取り対象者が意識すれば、児童、保護者又は他の教諭等との関係性を考慮し、聞き取り対象者が率直な意見や正確な事実を述べることをちゅうちょする可能性は否定できず、今後の同種の事務において率直な意見や正確な事実を把握することができなくなるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、非開示部分2は、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえるため、本号柱書に該当する。</p> <p>(ウ) 当審査会が見分したところ、非開示部分3及び非開示部分4は、非開示部分2の内容を審査請求人の保護者が学校に本件事案について申し出た内容に対比するように加工して表形式にまとめたものであり、聞き取りをした際の具体的なやり取りやA教諭のありのままの陳述内容が逐語的に記載されているわけではなく、情報の取捨選択がされているものであった。</p> <p>そして、その内容は審査請求人の保護者が学校に本件事案について申し出た内容と当該教諭の認識した事実を対比するために、本件事案に係る事実関係を抜き出したに過ぎないものであり、本件事案の当事者であるA教諭に対しては自らの職務行為に対する公務員としての説明責任の要請があることを踏まえれば、開示されることを意識したとしても発言をちゅうちょするような内容ではなく、開示することによって今後の同種の事務において率直な意見や正確な事実を把握することができなくなるおそれがあるとは認められない。</p> <p>したがって、非開示部分3及び非開示部分4は、本号柱書に該当しない。</p> <p>(エ) 当審査会が見分したところ、非開示部分5及び非開示部分7は、開示すると誰の回答であるかが審査請求人に明らかになる情報であった。そうであれば、これを開示することは、聞き取り対象者が、自身が回答した内容を児童に開示されることを意識することにつながり、児童、保護者又は学校関係者との関係性を考慮し、率直な意見を述べることをちゅうちょし当たり障りのない回答をするようになり、今後の同種の事務において様々な角度から案件に係る意見や回答を集めて案件の実態を把握するという事務の目的が達成できなくなるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、非開示部分5及び非開示部分7は、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえるため、本号柱書に該当する。</p> <p>(オ) 当審査会が見分したところ、非開示部分6及び非開示部分8は、これを開示したとしても誰がその回答をしたか審査請求人に明らかになる情報ではなく、開示することにより回答をちゅうちょするおそれのある情報とは認められなかった。</p> <p>したがって、非開示部分6及び非開示部分8は、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえず、本号柱書に該当しない。</p> <p>(カ) 当審査会が見分したところ、非開示部分9及び非開示部分10は、関係者から聞き取った内容及びそれに対する横浜市立特定小学校の評価並びに審査請求人の学校生活を踏まえた横浜市立特定小学校の事実認定が記載されていた。これらは児童に開示したとしても、聞き取り内容の全てが明らかになるわけではなく、聞き取り対象者が児童に開示されることを意識して、率直な意見を述べることをちゅうちょし当たり障りのない陳述をするようになるとまではいえない。</p> <p>実施機関は、非開示部分9及び非開示部分10は、調査の途中段階で作成したものであり、これを開示することは、誤解や憶測を招くことにつながる旨主張する。確かに調査の途中段階の内容を開示することは誤解や憶測を招くおそれがあるといえるが、その内容が最終的な調査結果である体罰に関する報告書と大きく相違するものでないこと、実施機関には本件事案に関する説明責任があることを踏まえれば、そのおそれは条例の求める法的保護に値する蓋然性があるものとは認められない。</p> <p>したがって、非開示部分9及び非開示部分10は、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とまではいえないため、本号柱書に該当</p>

答申 番号	判断の要旨
2699	<p>しない。</p> <p>(キ) 当審査会が見分したところ、非開示部分11から非開示部分13までには、本件事案のような案件において通常行うであろう調査方法、質問項目及び行動が記載されているに過ぎなかった。</p> <p>したがって、これを開示したとしても、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められないため、非開示部分11から非開示部分13までは、本号柱書に該当しない。</p> <p>(ク) 当審査会が見分したところ、非開示部分14は、審査請求人の知るところではない横浜市立特定小学校と審査請求人の保護者との具体的なやり取りや審査請求人の保護者の要望・意見であった。これを開示すると、審査請求人と審査請求人の保護者又は学校の考えに相違があった場合に、それぞれの関係性が損なわれ、今後の学校の支援に支障を及ぼすおそれが生じる可能性は否定できない。</p> <p>したがって、非開示部分14は、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえるため、本号柱書に該当する。</p> <p>《条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>ア 本件非開示情報のうち、上記《条例第22条第7号の該当性について》において条例第22条第7号には該当しないと判断した非開示情報3、非開示情報4、非開示情報6及び非開示情報8から非開示情報13までの本号該当性について、以下検討する。</p> <p>(ア) 非開示部分3、非開示部分9及び非開示部分11は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。</p> <p>したがって、非開示部分3、非開示部分9及び非開示部分11は、本号本文に該当する。また、非開示部分3、非開示部分9及び非開示部分11は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(イ) 非開示部分4は、本件事案に関するA教諭に係る情報である。したがって、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。次に、本号ただし書について検討すると、非開示部分4は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報であることから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>(ウ) 非開示部分6は、審査請求人以外の特定学年特定組1の児童及びその保護者の情報であり本人開示請求者以外の個人に関する情報に該当するが、上記《条例第22条第7号の該当性について》イ(エ)で条例第22条第7号に該当すると判断した非開示部分5と照合しなければ本人開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報ではないため、本号本文に該当しない。</p> <p>(エ) 非開示部分8は、学校が質問した事項に係る情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報ではないため、本号本文に該当しない。</p> <p>(オ) 非開示部分10は、学校の本件事案に対する認識等について記載した情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報ではないため、本号本文に該当しない。</p> <p>(カ) 非開示部分12は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。次に、本号ただし書について検討すると、当該情報は、公務員の氏名であるが、当該公務員の氏名は慣行として公になっている情報とは認められず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>(キ) 非開示部分13は、本件事案に関するB校長に係る情報である。したがって、非開示部分13は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。次に、本号ただし書について検討すると、非開示部分13は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報であることから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2700	<p>《体罰と思われる事案が発生した場合に係る事務について》</p> <p>横浜市では、市立学校における体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起きた場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っている。</p>

答申 番号	判断の要旨
2700	<p>学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、校長は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき「体罰に関する報告書」を作成し、小学校、中学校及び義務教育学校の場合には方面別の学校教育事務所指導主事室に、高等学校の場合には学校教育企画部高校教育課に提出することで報告する。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人が横浜市立特定小学校の特定学年特定組において担任であったB教諭から体罰を受けたとされる事案（以下「本件事案」という。）に関連した審査請求人に係る記録である。</p> <p>ア 個人情報1は、教諭が児童の指導に使用するため作成する児童記録であって、特定年月日1における審査請求人に関するものである。実施機関は、個人情報1を作成しておらず、保有していないとして非開示としている。</p> <p>なお、実施機関は、特定年月日1以外で審査請求人が指定した特定の日の児童記録については、開示している。</p> <p>イ 個人情報2は、横浜市立特定小学校のA校長の個人的なメモ及びパソコンに保存されている文書（以下「A校長のメモ等」という。）であって、特定年月日2における審査請求人に関する記録である。実施機関は、個人情報2を作成しておらず、保有していないとして非開示としている。</p> <p>なお、実施機関は、特定年月日2以外で審査請求人が指定した特定の日のA校長のメモ等については、開示している。</p> <p>ウ 個人情報3は、A校長の作成した手書きの記録であって、B教諭が特定年月日2において審査請求人を教室から連れ出した際の態様について、A校長が特定年月日3にB教諭から聞き取った内容が記載されている。実施機関は、個人情報3の全部を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《個人情報1及び個人情報2の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、個人情報1及び個人情報2は作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会では、令和3年8月25日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 児童記録とは、日々の出来事について、後の児童指導の参考に使用するために教諭が記録した個人の手持ちメモのことを指している。児童指導の参考にするためのものなので、通常は、その児童の担任の教諭が作成するものだが、児童支援専任教諭等も必要があれば作成することがある。</p> <p>(イ) 児童記録は、個人の手持ちメモであって作成が義務付けられているものではないので、毎日必ず作成されるものではない。</p> <p>(ウ) 本件事案については、本件審査請求に係る開示請求以外にも、過去にも何回か、審査請求人からの本人開示請求が行われている。そして、最初に本人開示請求があった際に、北部学校教育事務所では、横浜市立特定小学校に対して、本件事案に係る指導に関するものを全て提出するように依頼している。</p> <p>北部学校教育事務所に存在している児童記録及びA校長のメモ等は、その依頼に基づいて、横浜市立特定小学校から紙文書で提出されたものである。</p> <p>(エ) 北部学校教育事務所では、上記(ウ)の紙文書は廃棄せず、1か所にまとめて保管している。そして、本件事案に係る別の日付の児童記録、A校長のメモ等その他の文書は、その保管場所に存在している。このため、個人情報1及び個人情報2について、提出を受けたが廃棄したといったことはないと考えられる。</p> <p>(オ) 本件保有個人情報の個人情報非開示決定に当たって、実施機関では、弁明書に記載した場所のほか、横浜市立特定小学校の共有の紙文書のファイル及び北部学校教育事務所の上記(エ)の保管場所についても、個人情報1及び個人情報2が保存されていないか確認したが、いずれも存在しなかった。</p> <p>また、横浜市立特定小学校の共有サーバー並びに北部学校教育事務所の共有サーバー及び横浜市立特定小学校を担当する職員のパソコンについても、念のため、個人情報1及び個人情報2がデータの形式で保存されていないか確認したが、いずれも存在しなかった。</p>

答申 番号	判断の要旨
2700	<p>(カ) 弁明書に記載した「個人メモやファイル、パソコン」とは、それぞれ、個人が日常使用する手持ちのメモ、紙文書を整理してまとめたファイル、職場で使用しているパソコンのことである。なお、B教諭については、本件事案が発生した年度の翌年度には横浜市立特定小学校から異動しており、横浜市立特定小学校で使用していたパソコン内のデータは異動時に消去しているため、現在勤務している小学校で使用しているパソコンを確認している。</p> <p>個人情報1についてはA校長、B教諭及びC児童支援専任教諭の個人メモ、ファイル及びパソコンを、個人情報2についてはA校長の個人メモ、ファイル及びパソコンを確認している。</p> <p>(キ) また、A校長、B教諭、本件事案に関して審査請求人と関わったC児童支援専任教諭及び北部学校教育事務所の横浜市立特定小学校を担当する職員に対し、個人情報1及び個人情報2がなかったか質問したが、作成していないか、又は記憶がないとのことであった。</p> <p>(ク) 以上の理由から、個人情報1及び個人情報2は、作成しておらず、保有していないことから、非開示とした。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。</p> <p>(ア) 個人情報1について、本件事案が横浜市立特定小学校で発生したこと及び上記ア(ウ)及び(エ)の説明によれば、個人情報1が存在するとすれば、横浜市立特定小学校及び北部学校教育事務所の上記ア(エ)の保管場所に存在する可能性が高い。しかし、上記ア(オ)の説明によれば、横浜市立特定小学校及び上記ア(エ)の保管場所からは、個人情報1は見つからなかったとのことであった。また、上記ア(カ)及び(キ)の説明によれば、実施機関は、A校長、B教諭及びC児童支援専任教諭の個人メモ、ファイル及びパソコンも確認し、A校長等に聞き取りを行っているが、個人情報1は見つからなかったとのことである。</p> <p>このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>そして、上記ア(イ)の説明からすれば、児童記録は毎日必ず作成されるものではないとのことであるから、特定の日付の児童記録がないことが不自然、不合理であるともいえない。また、そのほかに個人情報1が存在することを推認させるような事情もない。</p> <p>(イ) 個人情報2について、本件事案が横浜市立特定小学校で発生したこと及び上記ア(ウ)及び(エ)の説明によれば、個人情報2が存在するとすれば、横浜市立特定小学校及び北部学校教育事務所の上記ア(エ)の保管場所に存在する可能性が高い。しかし、上記ア(オ)の説明によれば、横浜市立特定小学校及び上記ア(エ)の保管場所からは、個人情報2は見つからなかったとのことであった。また、上記ア(カ)及び(キ)の説明によれば、実施機関は、A校長の個人メモ、ファイル及びパソコンも確認し、A校長及び北部学校教育事務所の横浜市立特定小学校を担当する職員に聞き取りを行っているが、個人情報2は見つからなかったとのことである。</p> <p>このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>そして、A校長のメモ等は、個人的なメモやパソコンに保存されている文書であって、児童記録と同様、毎日作成すべき義務があるものではないから、特定の日付のA校長のメモ等がないことが不自然、不合理であるともいえない。また、そのほかに個人情報2が存在することを推認させるような事情もない。</p> <p>(ウ) 以上のことから、個人情報1及び個人情報2は作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は、是認できる。</p> <p>《個人情報3の条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>実施機関は、個人情報3を開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると主張する。しかし、個人情報3は、B教諭の行動について記録したメモであって、その内容から特定の個人を識別することができる情報であるため、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるかを検討するまでもなく、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、当審査会が個人情報3を見分したところ、個人情報3は、B教諭の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるものであった。そこで、個人情報3は、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

答申 番号	判断の要旨
2701	<p>《学校において不適切な指導があった場合の報告に係る事務について》</p> <p>横浜市では、学校管理下において、生徒への不適切な指導があったと校長が判断した場合には、校長は「指導の状況に関する報告書」を作成し、方面別の学校教育事務所指導主事室に提出し、報告する。</p> <p>必要と認めた場合、学校教育事務所長は、生徒への不適切な指導をした教諭及び校長に対し説諭を行う。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人への不適切な指導に係る「指導の状況に関する報告書」である。</p> <p>実施機関は、本件保有個人情報のうち、不適切な指導をしたとされる教諭の年齢（以下「本件非開示部分」という。）を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>本件非開示部分は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本件保有個人情報の個人情報一部開示決定で開示されている個人の氏名により、特定の個人を識別できるものであるため、本号に該当する。また、本件非開示部分は「当該個人が公務員等・・・である場合」に該当する。もっとも、年齢は公務員等の職務の遂行と直接関係のない情報であるため本号ただし書ウには該当せず、また本号ただし書ア及びビにも該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2702	<p>《体罰と思われる事案が発生した場合に係る事務について》</p> <p>横浜市では、市立学校における体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起きた場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っている。</p> <p>学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、校長は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき「体罰に関する報告書」を作成し、小学校、中学校及び義務教育学校の場合には方面別の学校教育事務所指導主事室に、高等学校の場合には学校教育企画部高校教育課に提出することで報告する。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、審査請求人が横浜市立特定小学校の特定学年1 特定組1 において担任であったA教諭から体罰を受けたとされる事案（以下「本件事案」という。）に関連して、A教諭等が作成した審査請求人に係る記録であって、別表1に示すものである。</p> <p>なお、本件に係る本人開示請求及び本件審査請求は、審査請求人の母親が法定代理人として請求している。</p> <p>(ア) 個人情報1は、A教諭が作成した審査請求人に関する記録である。個人情報1には、審査請求人の言動及び態度、審査請求人に係るA教諭等の横浜市立特定小学校の教諭の対応、A教諭と審査請求人の保護者との面談等でのやり取りの内容並びにBスクールカウンセラーと審査請求人の保護者とが面談をした事実がこれらの出来事があった月日ごとに表形式で記載されており、審査請求人の国語ワークシートが添付されている。</p> <p>(イ) 個人情報2は、A教諭が作成した審査請求人に関する手書きの記録である。個人情報2には、審査請求人の言動及び態度、審査請求人に係るA教諭等の横浜市立特定小学校の教諭の対応、A教諭と審査請求人の保護者との面談等でのやり取りの内容、審査請求人に係る横浜市立特定小学校内部の面談及び打ち合わせの内容並びにA教諭及びC児童支援専任教諭と審査請求人の保護者との面談でのやり取りの内容が、これらの出来事があった月日ごとに記載されている。</p> <p>(ウ) 個人情報3は、審査請求人の学年学級、イニシャル及び「想定される質問について」という文言からなる表題を付してA教諭が作成した文書であって、特定年月日12における審査請求人の保護者との面談の前に作成されたものである。個人情報3には、当該保護者の質問事項及び回答する内容が記載されている。</p> <p>(エ) 個人情報4は、「特定月日12 面談 伝達内容」という手書きの表題を付してA教諭が作成した文書であって、特定月日12の審査請求人の保護者との面談においてA教諭が当該保</p>

答申 番号	判断の要旨
2702	<p>護者に話した内容が記載されている。</p> <p>(オ) 個人情報5は、横浜市立特定小学校の特定学年2特定組2において審査請求人の担任であったD教諭が作成した審査請求人に関する記録である。個人情報5には、50m走のタイム計測に係る記録から始まって、審査請求人の言動及び態度、審査請求人に係るD教諭の対応、D教諭と審査請求人の保護者とのやり取りの内容、審査請求人と審査請求人以外の児童との間で授業中に起きた出来事に係る審査請求人及び当該児童の言動並びに当該出来事に係るC児童支援専任教諭及びD教諭の対応が記載されている。</p> <p>(カ) 個人情報6は、C児童支援専任教諭が作成した審査請求人に関する記録であって、審査請求人の様子に係る記載から始まる1枚の記録並びに1行目に年月日及び審査請求人のイニシャルが記載された1枚の手書きの記録の計2枚の記録からなり、審査請求人の言動及び審査請求人の保護者との面談でのやり取りの内容が記載されている。</p> <p>(キ) 個人情報7は、C児童支援専任教諭が作成した審査請求人の保護者との面談に関する手書きの記録であって、それぞれ1行目に日付、「面談」の2文字及び当該面談の参加者が記載された2枚の記録からなり、当該面談におけるやり取りの内容が記載されている。</p> <p>(ク) 個人情報8は、横浜市立特定小学校のE校長が作成した手書きの記録であって、日付及び「A教諭から」という記載から始まり、審査請求人についてE校長が受けた報告の内容が、当該報告のあった日付ごとに記載されている。</p> <p>(ケ) 個人情報9は、「専任が特定学年1特定組1に数多く入っていた理由（特定月日13懇談会において）」という表題を付してE校長が作成した読み原稿であって、特定学年1特定組1の児童の保護者が出席する懇談会において、審査請求人の状況等について説明するためにE校長が発言する内容が記載されている。</p> <p>(コ) 個人情報10は、「専任が特定学年2特定組2に数多く入る理由（特定月日14懇談会において）」という表題を付してE校長が作成した読み原稿であって、特定学年2特定組2の児童の保護者が出席する懇談会において、審査請求人の状況等について説明するためにE校長が発言する内容が記載されている。</p> <p>(サ) 個人情報11は、「審査請求人に関するA教諭の指導上の課題に関する聞き取り調査について」という表題を付してE校長が作成した文書であって、本件事案の実態把握のために特定学年1特定組1の保護者に対して聞き取り調査を行うに当たり、聞き取りの対象となる事項、校長がどのような発言をするか等の調査方法及び調査内容が記載されている。</p> <p>イ 実施機関は、保有個人情報のうち別表2に示す部分を、条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分1は、授業時等における審査請求人の言動又は態度について、A教諭が自ら見聞きして受けた印象を踏まえて記載した情報であり、A教諭の個人に関する情報でもある。したがって、非開示部分1は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるかを検討するまでもなく、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、非開示部分1は、A教諭の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>イ 非開示部分2は、審査請求人の法定代理人に当たる保護者に係る情報である。</p> <p>この点、法定代理人と本人とは別個独立の人格であるから、当該法定代理人の個人に関する情報は、本人に係る本人開示請求に当たっては、本人開示請求者以外の個人に関する情報に当たる。したがって、非開示部分2は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分3は、教諭の氏に係る情報である。したがって、非開示部分3は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、実施機関の職員である個人の氏は、横浜市職員録に登載されている情報であり、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報であると認められることから、本号ただし書アに該当する。</p>

答申 番号	判断の要旨
2702	<p>エ 非開示部分4は、審査請求人以外の児童の氏名に係る情報である。したがって、非開示部分4は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>オ 非開示部分5は、審査請求人以外の児童の情報である。 当審査会が非開示部分5を見分したところ、非開示部分5は、前後の日付や状況に係る記載から、審査請求人には、審査請求人以外の児童を識別することができるか、又は当該児童を識別することができないとしても、その権利利益を害するおそれがある情報であることが認められた。したがって、非開示部分5は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるか、特定の個人を識別することができないとしても本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>カ 非開示部分6は、C児童支援専任教諭が審査請求人に関してA教諭に伝えた内容に係る情報である。したがって、非開示部分6は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。 しかし、非開示部分6は、C児童支援専任教諭の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>キ 非開示部分7及び非開示部分8は、横浜市立特定小学校内での本件事案に係る打ち合わせにおけるBスクールカウンセラー又はE校長の発言の内容に係る情報である。したがって、非開示部分7及び非開示部分8は、それぞれの発言者に係る本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。 しかし、非開示部分7及び非開示部分8は、それぞれBスクールカウンセラー及びE校長の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>ク 非開示部分9は、横浜市立特定小学校内での本件事案に係る打ち合わせにおける参加者の発言と考えられるが、発言者は不明であって特定の個人を識別することができるものではない。また、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められない。したがって、非開示部分9は、本号本文に該当しない。</p> <p>ケ 非開示部分10は、横浜市立特定小学校の内部での本件事案に関する面談、連絡又は打ち合わせに係る情報である。当審査会が非開示部分10を見分したところ、非開示部分10には、面談又は打ち合わせの参加者が肩書又は氏名を用いて記載されている部分があった。当該部分に係る情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。 しかし、参加者として記載されているのは、いずれも横浜市立特定小学校の教諭又はBスクールカウンセラーであるため、当該部分は、これらの教諭又はBスクールカウンセラーの職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。 また、非開示部分10のその他の部分には、連絡又は打ち合わせが行われたことが記載されていた。当該部分に係る情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報ではないから、本号本文に該当しない。</p> <p>コ 非開示部分11は、A教諭に係る情報である。当審査会が非開示部分11を見分したところ、非開示部分11には、A教諭の人格と密接に関連する率直な内心の心情に係る情報が記載されていた。 当該情報は、本号本文に該当するが、A教諭が自らの行為を振り返って抱いた心情で人格と密接に関連するものであり、公務員の職務の遂行の内容に係る情報に当たらないと認められることから、ただし書ウに該当せず、また、ただし書ア及びイにも該当しない。</p> <p>サ 非開示部分12は、本件事案に係るA教諭の認識に係る情報である。したがって、非開示部分12は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。 しかし、非開示部分12は、A教諭の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。</p>

答申番号	判断の要旨
2702	<p>シ 非開示部分13は、授業時における審査請求人の言動又は態度について、D教諭が自ら見聞きして受けた印象を踏まえて記載した情報であり、D教諭の個人に関する情報でもある。したがって、非開示部分13は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、非開示部分13は、D教諭の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>ス 非開示部分14は、授業中に起きた出来事についてのD教諭の対応に係る情報である。したがって、非開示部分14は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、当該部分は、D教諭の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>セ 非開示部分15は、C児童支援専任教諭に係る本人開示請求者以外の個人に関する情報に当たるといえるが、その職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>ソ 非開示部分16は、横浜市立特定学校での保護者懇談会においてE校長が発言する内容に係る情報である。したがって、非開示部分16は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、当該部分は、E校長の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>タ 非開示部分17は、E校長が作成した本件事案についての調査の方法及び内容に係る情報である。したがって、非開示部分17は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、当該部分は、E校長の職務の遂行に係る情報であって、職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文及び別表については、次のURLをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaiishinsakai/s_hinsakai/toshinR3.html

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められ

る情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分(第4号から第6号まで省略)

(7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(本人開示請求に対する決定等)

第25条 (第1項省略)

2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881